

## 第19回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成28年8月25日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

### 1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡田 勝	3番 廣瀬 康友	4番 近重 良治
6番 三浦 万人	7番 牛尾 博美	9番 佐々岡常喜	10番 大谷 数義
11番 齋藤 久行	12番 橋本 安延	13番 小谷 保雄	15番 小松原常雄
16番 三浦 寿紀	17番 狭間 延雄	18番 松山 純久	19番 安床 俊雄
20番 川方 耕治	21番 岡堂 正顯	22番 三明多佳志	23番 原田 和義
24番 神田 進	25番 岡本 嗣喜	26番 宮崎 龍生	27番 渡辺 弘之
29番 渡邊 弘登	30番 三浦 博文	32番 野上 省三	34番 玉田 一
35番 埴本 徹夫	36番 徳田マスエ	37番 岩田 功	

### 2. 欠席委員

5番 林 秀司	8番 小川 明人
14番 岡本 健治	28番 大屋 幸
31番 岩地 正男	33番 佐々木京子

### 3. 事務局出席職員

川神事務局長、河野農地係長 柴田主任主事  
農林振興課農政係 森川主任主事

会 長 おはようございます。ただいまから第19回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、5番 林委員、8番 小川委員、14番 岡本委員、28番 大屋委員、31番 岩地委員、33番 佐々木京子委員、以上6名の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、29番 渡邊委員から早退の届出が出ております。

なお、本日の議事録署名者は、13番 小谷委員 15番 小松原委員です。よろしく申し上げます。

会 長 では、議事に入ります。

議第1号、農用地 利用集積計画の策定について、議決を求める。

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法 第18条 第1項の規定により、農用地 利用集積計画の策定について 審議のうえ 農業委員会の議決をいただきたいと思っております。

では、農用地利用集積計画について 農業委員会 柴田主任主事 より説明させていただきます。

事務局 おはようございます。農業委員会の柴田です。よろしく申し上げます。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、29件93筆、127,070㎡となっております。

申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

公告日は8月29日を予定しており、利用権設定については開始日を9月1日以

降としております。ここで、資料の訂正をしたいので、皆さん資料の6ページ、ナンバー13番が10年5カ月となっておりますが、10年4カ月でございます。続いて、7ページ、ナンバー13番が10年4カ月でございます。続いて、14ページ、ナンバー29番が10年4カ月でございます。

農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

**会 長**      **以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。**

**会 長**      **無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。**

委 員      ～全委員 挙手

**会 長**      **ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。**

**会 長**      **続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。**

事 務 局      農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請についてご説明いたします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料 2 ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及び A 3 版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料3ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、旭町丸原の畑 1,126 m<sup>2</sup>です。場所は旧浜田高校今市分校から 約700m 西の、小場田行政区です この申請は、譲受人が 売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は 40 a 余

りとなり、下限面積基準を満たしております。

取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上1件です。

**会 長**            **ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。**

**1号、お願いします。**

第26番            (宮崎 龍生委員) 失礼します。26番宮崎です。ただいま事務局からの説明のとおりで、また、写真をみていただいて、なんら問題ないと思われま

すので、よろしく願いいたします。

**会 長**            **以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。**

では採決に入ります。

**第3条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。**

委 員            ~挙手 多数

**会 長**            **ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。**

**会 長**            **続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。**

事 務 局            説明に入ります前に、資料の訂正をお願いいたします。資料4ページは今回新たに配布したものに差し替えていただきますようお願いいたします。ご迷惑をおかけ、申し訳ありません。

それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。

農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

**1号**について説明します。申請地は、資料 5 ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は国分町の畑、115 m<sup>2</sup>です。場所は、県立浜田養護学校から 約 200m北西の 国分町 1町内 です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で 第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に個人住宅を建設しようとするものです。なお、申請地が すでに 個人住宅等に転用されており、顛末書の提出がありましたので、総会資料 6 ページに掲載しています。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われま

**続きまして2号**について説明します。申請地は、資料 7 ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は同じく国分町の畑、153 m<sup>2</sup>です。場所は、県立浜田養護学校から 約 450m北東の 国分町唐鐘 5町内 です。申請地は、農用地 区域内、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地に該当します。転用目的は、申請地に個人住宅を建設しようとするものです。なお、申請地が すでに 個人住宅に転用されており、顛末書の提出がありましたので、総会資料 8 ページに掲載しています。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

**続きまして3号**について説明します。申請地は、資料 9 ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は金城町七条の田 3,086 m<sup>2</sup>です。場所は、浜田市金城支所から 約 700m北西の 金城町七条 若林 です。申請地は、農用地 区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に太陽光発電を設置するもので、他の農地への影響はないものと思われま

**続いて4号**について説明します。申請地は、資料 10 ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は旭町今市の畑 10 m<sup>2</sup>です。場所は、浜田市旭支所から 約 2k南の 草の谷地区 です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に墓地を建設にするものです。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われま

**続いて5号**について説明します。申請地は、資料 11 ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は今年 2月に里道の確認ができていないことで保留となりました物件で、今回、所有者、農業委員、隣接者、事務局が立会、現場を確認し、里

道が外れていることが確認できました。なお、この里道は周辺の環境から里道の用途はすでにないため、地権者の自由で付け替えができる状態です。本来は測量し、場所を確定するのがいいと思いますが、地籍調査も未実施の地域でもあるため、ここだけ、場所の確定をすると他への影響もでることから今回測量までは実施はしておりません。しかし地元住民の方や、地権者も里道の存在は十分認識しており、今回関係者一同で一定の整理ができましたので再度申請をされました。あらためまして説明します。申請地は金城町波佐の畑、外 2 筆の田 合計 1,251 m<sup>2</sup>です。場所は、波佐小学校から 約 500m北東の金城町波佐 七手原地区です。申請地は農用地区域外、都市計画区域外の地域で、第 2 種農地に該当します。転用目的は、申請地に農業用倉庫兼居宅兼資材置き場兼駐車場にしようとするものです。なお、申請地が すでに農業用倉庫兼居宅 に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料 12 ページに掲載しています。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

**続いて 6 号**について説明します。申請地は、資料 13 ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は旭町都川の田 458 m<sup>2</sup>です。場所は、旧都川小学校から 約 500m南西の 都川 4 地区 です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第 2 種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に倉庫と資材置場を建設にするもので、他の農地への影響はないものと思われます。

**続きまして 7 号**について説明します。申請地は、資料 14 ページ、図面番号⑧をご覧ください。申請地は三隅町三隅の田 330 m<sup>2</sup>です。場所は、三保三隅駅から 約 400m南の 岡崎地区 です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第 2 種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に個人住宅を建設にするもので、雨水等は道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われます。

**続きまして 8 号**について説明します。申請地は、資料 15 ページ、図面番号⑨をご覧ください。申請地は三隅町岡見の畑、外 1 筆の畑 合計 33.5 m<sup>2</sup>です。場所は、西の谷集会所から 約 550m北東の 西の谷東地区 です。申請地は、農用地区域

内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に墓地及び進入路を建設にするものです。

なお、申請地が すでに 墓地と進入路に転用されており、顛末書の提出がありましたので、総会資料16ページに掲載しています。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。農地法第4条申請については、以上8件です。

**会 長** **ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。**

**1号、2号お願いします。**

第22番 (三明多佳志 委員) 22番三明です。ただいま事務局からの説明のとおりで、顛末書も出ていますので、よろしくお願

**会 長** **3号、お願いします。**

第21番 (岡堂 正顯 委員) 21番岡堂です。先日、現地を確認しました。問題等ありませんので、よろしくお願

**会 長** **4号、お願いします。**

第26番 (宮崎 龍生 委員) 失礼します。26番宮崎です。ただいま事務局からの説明のとおりで、なんら問題ないと思われま

**会 長** **5号、お願いします。**

第9番 (佐々岡 常喜 委員) 9番佐々岡です。この件につきまして、2月頃申請がありましたが、差し戻されまして、申請者が鹿児島から島根に来られてから、審査し直すことになりましたが、再度申請がでました。先日、事務局さんと一緒に現地確認をしました。隣接する農家の方のご意見を聞いたり、私自身、この隣で、田を耕作していますので、立ち会いました。幸いなことに、里道が家の建物の下になっていなかったことを、皆さんへ報告します。また、里道を移転するということ

**会 長**      **6号、お願いします。**

第19番      (安床 俊雄 委員) 19番安床です。先日、事務局と現地を確認しました。問題等ありませんので、よろしく願いいたします。

**会 長**      **7号、お願いします。**

第34番      (玉田 一 委員) 34番玉田です。先日、事務局と現地を確認しました。現在お住まいの居宅が、益田-三隅道路にかかるという事で、現在の居宅から自分の田を埋めて建て替えるということです。やむを得ないと思うところです。よろしく願いいたします。

**会 長**      **8号、お願いします。**

第27番      (渡辺 弘 委員) 27番渡辺です。先日、事務局と現地を確認しました。事務局からの説明とおりでありますが、顛末書に理由が書いてあります。山陰道の立退きで、墓をこちらに移設したという内容です。よろしく願いいたします。

**会 長**      **以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。はい、どうぞ。**

第16番      (三浦 寿紀 委員) 16番三浦です。提出された6番目の申請書では、地目が田になっていますが、現地の写真等の説明では、畑となっています。実際にはどちらでしょうか。

**会 長**      **事務局の方で、回答願います。**

事 務 局      現地の方は畑でございます。この場所は、登記上「田」ですが、畑として耕作されてきました。申請地には、高床式の建物が昔から有ったところがございます。写真では道路の拡張工事ということで、今回県道改良に伴って埋めてあるといった状態であります。ですので、現況は畑でございます。

**会 長**      三浦委員、よろしいですか。  
**その他、ございませんか。**



会 長      では採決に入ります。

第4条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員      ～挙手 多数

会 長      ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長      続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局   説明に入ります前に、これにつきましても資料の訂正をお願いいたします。資料17・18ページは今回新たに配布したものに差し替えていただきますようお願いいたします。ご迷惑をおかけ、申し訳ありません。

それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料19ページ、図面番号⑩をご覧ください。申請地は、金城町下来原の田、122㎡です。場所は、下長屋集会所から約220mの南の 金城町 下長屋 です。申請地は、農用地 区域内、都市計画区域外地域で、 農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。なお、申請地が すでに 個人住宅に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料20ページに掲載しています。雨水は道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われま

2号について説明します。申請地は、資料21ページ、図面番号⑪をご覧ください。申請地は、港町の田、外1筆の田、合計27.04㎡です。場所は清和会西川病院から 約100m南 の 港町 4町内 です。申請地は、農用地 区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地を個人住宅にしようとするものです。なお、申請地が すでに 個

人住宅に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料 22 ページに掲載しています。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。

**3号**について説明します。申請地は、資料 23 ページ、図面番号⑫をご覧ください。申請地は、三隅町河内の畑、414 m<sup>2</sup>です。場所は老人保健施設アゼーリ水澄みから 約 800m東 の 上河内 地区 です。申請地は、農用地 区域内、都市計画区域外地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第1種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に農業用倉庫を増築しようとするものです。第1種農地の転用不許可の例外としては、農業用施設に該当します。この建物は過去に農業用施設の届出で 200 m<sup>2</sup>以下の農業用倉庫として届出されていましたが、今回さらに増築しようとするものです。

なお、申請地が すでに 農業用倉庫に増築されており、顛末書の提出がありましたので、総会資料 24 ページに掲載しています。雨水等は道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われま

す。

**4号**について説明します。申請地は、資料 25 ページ、図面番号⑬をご覧ください。申請地は、三隅町井野の田、外 2 筆の田、合計 2,194 m<sup>2</sup>です。場所は、市立弥栄中学校から 約 2.5m西の 三隅町井野 上小原 地区 です。申請地は、農用地 区域外、都市計画区域外地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を採草地にするものです。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。

**5号**について説明します。申請地は、資料 26 ページ、図面番号⑭をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田、外 4 筆の田、合計 3,160 m<sup>2</sup>です。場所は市立三隅小学校老人から 約 1200m西 の 中組・門田 地区 です。申請地は、農用地 区域内、都市計画区域外地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に石州半紙の製紙所と駐車場を建設しようとするもので、他の農地への影響はないものと思われま

す。

**6号**について説明します。申請地は、前に戻り資料 13 ページ、図面番号⑦をご

覧ください。申請地は、旭町都川の田、196 m<sup>2</sup>です。場所は先程と同じ旧都川小学校から 約 500m南西の 都川4地区 です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に倉庫を建設するもので、他の農地への影響はないものと思われま

す。**7号**について説明します。申請地は、資料 27 ページ、図面番号⑮をご覧ください。申請地は、内田町の畑、外 5 筆の畑、合計 4,644 m<sup>2</sup>です。場所は浜田商業高校から 約 600m南の 中内田町内 です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に太陽光発電施設を建設するもので、周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。**8号**について説明します。申請地は、資料 28 ページ、図面番号⑯をご覧ください。申請地は、旭町木田の田、312 m<sup>2</sup>です。場所は旭温泉あさひ荘から 約 50m北の 木田6地区 です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第1種農地に該当します。転用目的は、申請地にすっぽん養殖池を建設するもので、第1種農地の転用不許可の例外としては、居住者の日常生活上必要な施設で 集落に接続して設置される施設に該当します。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。**9号**について説明します。申請地は、最初に戻り資料 3 ページ、図面番号⑰をご覧ください。申請地は旭町丸原の畑 1,256 m<sup>2</sup>です。場所は先程と同じ旧浜田高校今市分校から 約 700m西の、小場田行政区です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地を資材置場にするもので、他の農地への影響はないものと思われま

す。**10号**について説明します。申請地は、資料 29 ページ、図面番号⑱をご覧ください。申請地は弥栄町稲代の田 477 m<sup>2</sup>です。場所は浜田市弥栄支所から 約 1k西の、稲代地区です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地

区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に農業用倉庫を建設するもので、他の農地への影響はないものと思われます。

11号について説明します。申請地は、資料 30 ページ、図面番号⑱をご覧ください。申請地は河内町の畑 332 m<sup>2</sup>です。場所は、浜田自動車学校から 約 250m北の 浜田市 河内町内 です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に駐車場と資材置場にするものです。なお、申請地が すでに 駐車場等に転用にされており、始末書の提出がありましたので、総会資料 31 ページに掲載しています。他の農地への影響はないものと思われます。

12号について説明します。申請地は、資料 32 ページ、図面番号⑲をご覧ください。申請地は宇野町の畑 1259 m<sup>2</sup>の内 400 m<sup>2</sup>です。場所は、宇野公民館から 約 300m東 の 宇野東 町内 です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第1種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地をゲートボール場にするもので、第1種農地の転用不許可の例外としては、居住者の日常生活上必要な施設で 集落に接続して設置される施設に該当します。なお、申請地が すでに ゲートボール場に転用にされており、始末書の提出がありましたので、総会資料 33 ページに掲載しています。他の農地への影響はないものと思われます。

13号について説明します。申請地は、資料 34 ページ、図面番号⑳をご覧ください。申請地は三隅町向野田の畑 292 m<sup>2</sup>です。場所は、三隅郵便局から 約 130m南東 の 向野田 2 区 です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内の第1種居住区域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は 第3種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。雨水等は道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われます。

農地法第5条申請については、以上 13 件です。

**会 長**      **ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明  
がありましたらお願いします。**

**会 長**      **1号、お願いします**

第29番      (渡邊 弘登 委員) 29番渡邊です。事務局の説明どおりですので、よろしく  
お願いいたします。

**会 長**      **2号、お願いします**

第18番      (松山 純久 委員) 18番松山です。事務局の説明どおりですので、よろしく  
お願いいたします。

**会 長**      **3号・4号、お願いします**

第32番      (野上 省三 委員) 32番野上です。3号につきましては、前職務代理が急死  
された後、私が地区担当をしていました。現在、玉田 一委員が担当していま  
すが、今回の申請は、玉田 一委員が議案の当事者ですので、私が立会しまし  
た。内容については、事務局さんの報告のとおりでございます。

4号につきましては、事務局さんの報告のとおりでございます。なんの問題  
もございませんので、よろしくお願いいたします。

**会 長**      **5号、お願いします**

第2番      (岡田 勝 委員) 2番岡田です。事務局の説明どおりです。西さんは「石州  
半紙」を製紙されていますが、三隅―益田道路の関係で、立退きになり、色々  
と場所を捜されたのですが、製紙に「良い水」といった関係で、この場所に工  
場を建てることとなりましたので、よろしくお願いいたします。

**会 長**      **6号、お願いします**

第19番      (安床 俊雄 委員) 19番安床です。事務局の説明どおりですので、よろしく  
お願いいたします。

**会 長**      **7号、お願いします**

第6番      (三浦 万人 委員) 6番三浦です。写真で見るよりは、現地はもう少し荒れて  
いたように思います。後は事務局の説明どおりですので、よろしくお願いいた  
します。

**会 長** 8号、岩地委員欠席のため、事務局からお願いします。

事 務 局 岩地委員と現地確認をして、問題ないと聞いております。

**会 長** 9号、お願いします

第26番 (宮崎 龍生 委員) 26番宮崎です。事務局の説明どおりで写真のとおりです。よろしくお願ひいたします。

**会 長** 10号、お願いします

第36番 (徳田 マスエ 委員) 36番徳田です。今月15日に、事務局さんと一緒に現地を確認しましたが、なんら問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

**会 長** 11号、お願いします

第24番 (神田 進 委員) 24番神田です。今月16日に、事務局さんと一緒に現地を確認しましたが、写真のとおり駐車場になっていますが、始末書の提出もありますのでよろしくお願ひいたします。

**会 長** 12号、大屋委員欠席のため、事務局からお願いします。

事 務 局 大屋委員と現地確認をして、消防倉庫の移設によりゲートボール場がなくなったために、こちらへ移転するという事で問題ないと聞いております。

**会 長** 13号、お願いします

第34番 (玉田 一 委員) 34番玉田です。事務局の説明で問題はないですが、面積について資料の写真の方が違って292㎡です。よろしくお願ひいたします。

事 務 局 はい、申し訳ございません。292㎡に訂正いたします。

**会 長** 以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

第16番 (三浦 寿紀 委員) 16番三浦です。今回、始末書が多く提出されていますが、1号、2号、11号、12号、の案件では同じ書式の始末書になっています。その中で、提出年月日の記載のないものがあつたり、1号案件では無断でなんとかの整理と記載されていますが、なにを整理したのかが分かりません。始末書の記入について、事務局はどのような指導をしているのでしょうか。

事 務 局 はい、始末書について回答します。書式は書式としてありまして、現場が色々

な理由で農地にもものができるのか、さらに、農振除外の関係がございまして、5月末締切りでした県への申請時にも提出されます。本来、始末書を2回提出してもらう方がよいとは思いますが、「転用・農振除外とはどのようなことですか。」なかなか理解できないところがあります。ですので、県へ提出した始末書を、転用の時にも使用しています。その際、チェックができていませんでした。今後は十分に指導・確認いたします。

**会 長** 三浦委員、よろしいでしょうか。

**会 長** その他ございませんか。ないようですので、採決に入りたいと思います。  
玉田委員、退席をお願いします。

第34番 (玉田 一 委員) 退室

**会 長** 第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。  
**委 員** ～挙手 多数

**会 長** ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。  
玉田委員は入室してください。

第34番 (玉田 一 委員) 着席

**会 長** 続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。

**事 務 局** それでは、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。  
1号は、資料36ページ、図面番号21をご覧ください。届出地は、相生町の畑、102㎡の内20㎡です。場所は、国土交通省浜田河川事務所から 約460m南の相生2町内 です。この届出は、平成28年8月15日から平成28年9月10日までを工事期間として、携帯電話の基地局を増設設置するというものです。

つづきまして、農地利用目的変更届について報告いたします。

農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。

1号について説明します。資料 38 ページ、図面番号 22 をご覧ください。届出地は、三隅町矢原の田、1,028 m<sup>2</sup>です。場所は黒沢郵便局から約1km南西の三隅町矢原郷地区です。この届けは、田を、畑として利用するものです。

続きまして公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。

1号について、説明します。資料 40 ページ、図面番号 23 をご覧ください。届出地は、櫛田原町の田、合計 6,272 m<sup>2</sup>です。場所は、福王寺の南、櫛田原町 櫛田原地区です。この届出は平成 28 年 8 月 26 日から平成 28 年 9 月 15 日までを廃土期間として、平成 27 年度 一般農道整備事業 櫛田原地区 11 号道路工事で発生する廃土 8,000 m<sup>3</sup>で 届出地を埋め上げ、工事後には農地として整備されます。

以上、報告します。

**会 長**      **その他事務局からありましたらお願いします。**

**事務局**      別添、農地パトロール資料をご覧ください。

前々からお話しておりましたが、今年度から8月から農地パトロールを実施し、11月に利用意向調査を実施するよう法律で決まりました。

今月から大変とは思いますがよろしくお願いします。

対象農地はすべての農地となりますし、調査結果の提出は10月の総会を目途でお願いします。

農地パトロールは、農地法により定められたものです。これとは別に、荒廃農地調査もあります。この調査もあわせて現地確認してください。

農地パトロールは、1号遊休・2号遊休・非農地等の区分であり、荒廃農地調査は、不作付地・A判定・B判定等の区分で、少し分かりにくいかもしれませんが、区分については、そちらの資料に書いてありますので、よろしく願いいたします。なお報告は、今回提示してあります資料について、「農地パトロール記入例」を参考にしてください。



農業委員会で管理している農地台帳のデータを、そのままお配りしています。農地台帳のデータは、インターネットで公表する等の必要がありますので、一年に一度、固定資産台帳と住民基本台帳とで、突合しなければならなくなりました。したがって、平成26年中までのデータは反映されています。その中で、必要なものだけをデータとして抽出しています。例えば、土地の本番・枝番・孫番、区分については、税務課の同じ地番で地目を分けているが、登記に変更はなく、あくまでも課税上のA・Bに分けてあります。さらに、現況地目・台帳地目を付けています。現況地目は農地だけに限らせていただきました。

このことは、農地台帳のデータが、現況地目・台帳地目どちらかが農地ですと、抽出され、11万筆となりますが、現況地目を農地だけに限ると7万筆になります。今回の農地パトロールは、この7万筆について調査・報告していただき、農地台帳を精査しますのでご協力ください。その他、所有者氏名がありますが、「●●●他3名」と表示されているものは、共有名義の土地であります。所有者の移動状況の欄には、死亡された場合に記載されていますし、転入・転出の場合にも記載があります。

～その他、調査票について記入上の注意を説明～  
事務局からは、以上です。

第11番 (齋藤 久行 委員) 11番齋藤です。地図の後ろに、26年度分と27年度分がありますね。これは、「参考にしてください。」ということでしょうか。

事務局 今回の調査表は、システム台帳から抽出した新しいデータを印刷しました。昨年までの調査は、古いデータで、昔の筆等になっており、現状とは合わない箇所が出てきています。ですから、26年度分と27年度分は、参考にさせていただいて、今回の調査票で現地を確認してください。

会 長 齋藤委員、よろしいでしょうか。

第11番 (齋藤 久行 委員) はい。

第10番 (大谷 数義 委員) 10番大谷です。地図について、先程、「出来る限り早く」

とありましたが、いつ頃までにできるのでしょうか。

事務局

はい、一日5人分が印刷できる状況ですので、8月中には発送します。

第11番

(齋藤 久行 委員) はい。これから、稲刈り等も始まりますので、できるだけ、早く送ってください。

第2番

(岡田 勝 委員) 2番岡田です。「行く事が不可能」とあるが、いままでは、道路から見ての判断での報告でも良かったが、今回は、どうでしょうか。

事務局

はい、農地パトロールの実施方法の中に、「車の中から目視」と書いてありました。県内のある市で、「山とか谷とか行かれないところは見なくて良い」としていたところ、検査で、「全筆見るのが農地パトロールです。」と指導がありました。ですので、行かれないところは「不」で報告してください。

会 長

**今回の調査票は、いずれかのしるしを付けて提出する必要がありますね。**

事務局

はい、そのように報告してください。

会 長

**そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。**

**ほかにありませんか。**

**以上を持ちまして、第19回総会を終了します。**

終了 午前 11 時 25 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員